

○安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（抄）

（昭和三十一年六月二十五日）

（法律第百六十号）

（採血者の義務）

第二十四条 血液製剤の原料たる血液又は輸血のための血液を得る目的で、人体から採血しようとする者は、あらかじめ献血者等につき、厚生労働省令で定める方法による健康診断を行わなければならない。

2 前項の採血者は、厚生労働省令で定めるところにより貧血者、年少者、妊娠中の者その他採血が健康上有害であるとされる者から採血してはならない。

○安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則（抄）

（昭和三十一年六月二十五日）

（厚生省令第二十二号）

（健康診断の方法等）

第十四条 法第二十四条第一項の規定により、献血者等につき行うべき健康診断の方法は、問診、視診、触診、聴診、打診、体温測定、体重測定、血圧測定、血色素検査及び血小板数検査とする。

2 法第二十四条第二項の規定により、採血が健康上有害である者は、別表第二の採血の種類欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の基準の欄に掲げる各号の一に該当する者とする。

別表第二（第十四条関係）

採血の種類	基準
二〇〇ml全血採血	一 一六歳未満の者又は六五歳以上の者（六五歳以上七〇歳未満の者であつて、六〇歳に達した日から六五歳に達した日の前日までの間に採血を行われたことがあるものを除く。） 二 体重が四五kg未満の男子又は四〇kg未満の女子 三 最高血圧が九〇mm（水銀圧）未満の者 四 血液中の血色素量が一二・五g／dl未満の男子又は一二g／dl未満の女子 五 過去四週間以内に二〇〇ml全血採血を行われたことがある者 六 過去一二週間以内に四〇〇ml全血採血を行われたことがある男子又は過去一六週間以内に四〇〇ml全血採血を行われたことがある女子 七 過去二週間以内に成分採血（血漿成分採血（^{しょう}乏血小板血漿成分採血及び多血小板血漿成分採血をいう。以下同じ。）及び血小板成分採血をいう。以下同じ。）を行われたことがある者 八 過去一年以内に行われた全血採血の総量が一、〇〇〇mlを超えている男子又は六〇〇mlを超えている女子 九 第十四条第一項の健康診断の結果又は本人の申出により、妊娠していると認められる者又は過去六月以内に妊娠していたと認め

	られる者 一〇 第十四条第一項の健康診断の結果又は本人の申出により、採血により悪化するおそれがある循環系疾患、血液疾患その他の疾患にかかっていると認められる者 一一 有熱者その他健康状態が不良であると認められる者
四〇〇ml全血採血	一 一七歳未満の男子若しくは一八歳未満の女子又は六五歳以上の者(六五歳以上七〇歳未満の者であつて、六〇歳に達した日から六五歳に達した日の前日までの間に採血を行われたことがあるものを除く。) 二 体重が五〇kg未満の者 三 最高血圧が九〇mm(水銀圧)未満の者 四 血液中の血色素量が一三g/dl未満の男子又は一二・五g/dl未満の女子 五 過去四週間以内に二〇〇ml全血採血を行われたことがある者 六 過去一二週間以内に四〇〇ml全血採血を行われたことがある男子又は過去一六週間以内に四〇〇ml全血採血を行われたことがある女子 七 過去二週間以内に成分採血を行われたことがある者 八 過去一年以内に行われた全血採血の総量が八〇〇mlを超えている男子又は四〇〇mlを超えている女子 九 第十四条第一項の健康診断の結果又は本人の申出により、妊娠していると認められる

	者又は過去六月以内に妊娠していたと認められる者 一〇 第十四条第一項の健康診断の結果又は本人の申出により、採血により悪化するおそれがある循環系疾患、血液疾患その他の疾患にかかっていると認められる者 一一 有熱者その他健康状態が不良であると認められる者
血漿 ^{しょう} 成分採血	一 一八歳未満の者又は六五歳以上の者（六五歳以上七〇歳未満の者であつて、六〇歳に達した日から六五歳に達した日の前日までの間に採血を行われたことがあるものを除く。） 二 体重が四五kg未満の男子又は四〇kg未満の女子 三 最高血圧が九〇mm（水銀圧）未満の者 四 血液中の血色素量が一二g／dl未満（赤血球指数が標準域にある女子にあつては、一一・五g／dl未満）である者 五 過去四週間以内に二〇〇ml全血採血を行われたことがある者 六 過去八週間以内に四〇〇ml全血採血を行われたことがある者 七 過去二週間以内に成分採血を行われたことがある者 八 過去一年以内に行われた血漿^{しょう}成分採血の回数と血小板成分採血の回数に二を乗じて得たものとの和が二四回以上である者 九 第十四条第一項の健康診断の結果又は本

	人の申出により、妊娠していると認められる者又は過去六月以内に妊娠していたと認められる者 一〇 第十四条第一項の健康診断の結果又は本人の申出により、採血により悪化するおそれがある循環系疾患、血液疾患その他の疾患にかかっていると認められる者 一一 有熱者その他健康状態が不良であると認められる者
血小板成分採血	一 一八歳未満の者又は六五歳以上の男子（六五歳以上七〇歳未満の者であつて、六〇歳に達した日から六五歳に達した日の前日までの間に採血を行われたことがあるものを除く。）若しくは五五歳以上の女子 二 体重が四五kg未満の男子又は四〇kg未満の女子 三 最高血圧が九〇mm（水銀圧）未満の者 四 血液中の血色素量が一二g／dl未満である者 五 血小板数が一五〇、〇〇〇／μl未満の者 六 過去四週間以内に二〇〇ml全血採血を行われたことがある者 七 過去八週間以内に四〇〇ml全血採血を行われたことがある者 八 過去二週間以内に血漿^{しょう}成分採血を行われたことがある者 九 過去一週間以内に血小板成分採血を行われたことがある者 一〇 血小板成分採血を四週間以内に四回行

	われたことがあり、その四回目の血小板成分採血から四週間を経過していない者 一一 過去一年以内に行われた血漿^{しょう}成分採血の回数と血小板成分採血の回数に二を乗じて得たものとの和が二三回以上である者 一二 第十四条第一項の健康診断の結果又は本人の申出により、妊娠していると認められる者又は過去六月以内に妊娠していたと認められる者 一三 第十四条第一項の健康診断の結果又は本人の申出により、採血により悪化するおそれがある循環系疾患、血液疾患その他の疾患にかかっていると認められる者 一四 有熱者その他健康状態が不良であると認められる者
--	--